

桶川市情報通信技術（I T）推進委員会設置要綱

（平成14年7月15日市長決裁）

（設置）

第1条 近年における社会の急速な情報化に対応し、情報通信技術（I T）を積極的に活用することにより、事務の簡素化・効率化を図り、もって行政サービスの向上に資するため、桶川市情報通信技術（I T）推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 前条で掲げた目的を実現するために、以下のことを検討する。

- （1）桶川市職員の情報リテラシーの向上に関すること。
- （2）I T関連機器の設置及び調整等に関すること
- （3）その他、情報通信技術（I T）利用の積極的な推進に関すること。

（構成）

第3条 推進委員会は、次のメンバーで構成する。

- （1）委員長 情報システム主管課長
- （2）技術指導担当 情報システム主管課職員
- （3）I T推進委員 30名以内

2 I T推進委員は市長が任命する。

3 増員については、市長が必要と認める場合に行うことができる。

（会議）

第4条 会議は委員長が必要と認める場合に招集する。

2 委員長は会務を総理し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

4 推進委員会が必要と認めるときは、関係機関に対して資料の提出を求め、又は関係職員を会議に出席させることができる。

（庶務）

第5条 推進委員会の庶務は、情報システム主管課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。
- 2 O A推進研究会設置要綱（平成9年7月8日付け）を廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和8年3月18日市長決裁）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。